

# V-1 国による観光政策

- ・「観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム」に基づき、各府省庁で横断的に観光関連施策を実施。
- ・観光振興のための恒久的な財源を確保するために、「国際観光旅客税」を創設。

## (1) 政府の観光政策の概観

### ●観光ビジョン実現プログラム

政府は、「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016年3月策定)に掲げた、2020年訪日外国人旅行者数4000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円などの目標の確実な達成に向け、観光ビジョンを踏まえた、政府の今後1年を日途とした行動計画として、2017年5月30日、観光立国推進閣僚会議(主宰:内閣総理大臣)の第7回会合において、「観光ビジョン実現プログラム2017」(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2017)を決定した(表V-1-1)。

また、2018年6月12日には2018年度の行動計画として「観光ビジョン実現プログラム2018」も決定されている。

### ●観光庁関連予算

2017年の観光庁予算は、260.0億円(前年度比4%増)であった。内訳は「観光産業の革新と国際競争力の強化」が93.8億円、「ストレスフリーで快適な旅行環境の実現」が85.5億円、「地方創生の礎となる観光資源の魅力向上」が27.6億円となっている。

その後2017年12月に成立した第1次補正予算では、「訪日プロモーションの重点的な実施」に39億円、「観光産業の生産性の向上」に2億円、「宿泊施設のバリアフリー化の促進」に15億円、「快適な旅行環境の整備」に35億円を計上。

## (2) 各府省庁による観光政策

以下、観光ビジョンで掲げられた3つの視点ごとに、2017年度の各府省庁の、主に新規に始まった取り組みを概観する。

### ①観光資源の魅力を活め、「地方創生」の礎に(視点1)

#### ●魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

昨年度に引き続き、赤坂迎賓館及び京都迎賓館の一般公開を通年で行った。さらに赤坂迎賓館の前の公園にカフェなどを有する施設を設置するために、2017年度は設計業務を実施。また京都迎賓館では、迎賓館の魅力を分かりやすく伝えるためのスマートフォンアプリの開発が進められた。

その他の公的施設でも公開・開放が進められた。具体的には、総理大臣官邸、皇居、皇居東御苑、京都御所、仙洞御所・桂離宮・修学院離宮、御料牧場、埼玉鴨場・新浜鴨場、信任状捧呈に係る馬車列、造幣局本局、首都圏

外郭放水路、大本營地下壕跡、日本銀行で取り組みが進められた。

表V-1-1 2017年度に講じた施策

視点1. 観光資源の魅力を活め、「地方創生」の礎に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放</li> <li>・文化財の観光資源としての活用</li> <li>・国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化</li> <li>・景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上</li> <li>・滞在型農山漁村の確立・形成</li> <li>・歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進</li> <li>・新たな観光資源の開拓</li> <li>・地方の商店街などにおける観光需要の獲得・伝統工芸品などの消費拡大</li> <li>・「観光立国ショーケース」の形成の推進</li> <li>・広域観光周遊ルートの世界水準への改善</li> <li>・東北の観光復興</li> </ul>
視点2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光関係の規制・制度の総合的な見直し</li> <li>・民泊サービスへの対応</li> <li>・産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化</li> <li>・宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供</li> <li>・世界水準のDMOの形成・育成</li> <li>・「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開</li> <li>・次世代の観光立国実現のための財源の検討</li> <li>・訪日プロモーションの戦略的高度化</li> <li>・インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化</li> <li>・MICE誘致の促進</li> <li>・IRに係る法制上の措置の検討</li> <li>・ビザの戦略的緩和</li> <li>・訪日教育旅行の活性化</li> <li>・観光教育の充実</li> <li>・若者のアウトバウンド活性化</li> </ul>
視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最先端技術を活用した革新的な出入国審査などの実現</li> <li>・民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進</li> <li>・キャッシュレス環境の飛躍的改善(海外発行カード対応ATMの設置促進を含む)</li> <li>・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現</li> <li>・多言語対応による情報発信</li> <li>・急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実</li> <li>・「世界一安全な国、日本」の良好な治安などを体感できる環境整備</li> <li>・「地方創生回廊」の完備</li> <li>・地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進</li> <li>・クルーズ船受入の更なる拡充</li> <li>・公共交通利用環境の革新</li> <li>・休暇改革</li> <li>・オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進</li> </ul>

資料：観光庁「平成30年版観光白書」をもとに(公財)日本交通公社作成

#### ●文化財の観光資源としての活用

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に基づいて、文化財活用のための支援制度の見直しと観光コンテンツとしての質の向上が図られた。具体策として文化財活用の事業計画に観光客数などの評価指標の記載が義務化され、解説の多言語化や国立美術館・博物館の開館時間の延長が行われた。

日本遺産は新たに17件認定され、これまでに認定された日本遺産は54件となった(表V-1-2)。

表V-1-2 2017年度「日本遺産(Japan Heritage)」  
認定一覧

申請者 (◎印は代表自治体)	ストーリーのタイトル
江差町	江差の五月は江戸にもない ーニシンの繁栄が息づく町ー
◎酒田市(山形県)・函館市・松前町(北海道)・鯉ヶ沢町・深浦町(青森県)・秋田市(秋田県)・新潟市・長岡市(新潟県)・加賀市(石川県)・敦賀市・南越前町(福井県)	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～
鶴岡市	サムライゆかりのシルク 日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ
行田市	和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田
◎甲賀市(滋賀県)・伊賀市(三重県)	忍びの里 伊賀・甲賀 ーリアル忍者を求めてー
◎京都府(宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町)	300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊
◎大阪府(大阪市・堺市・松原市・羽曳野市・太子町・奈良県(葛城市・大和高田市・橿原市・桜井市・明日香村)	1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路(大道)～
◎朝来市・姫路市・福崎町・市川町・神河町・養父市	播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道 ～資源大國日本の記憶をたどる73kmの轍～
◎和歌山県(和歌山市・海南市)	絶景の宝庫 和歌の浦
湯浅町	「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅
出雲市	日が沈む聖地出雲 ～神が創り出した地の夕日を巡る～
倉敷市	一輪の綿花から始まる倉敷物語 ～和と洋が織りなす織維のまち～
◎備前市(岡山県)・越前町(福井県)・瀬戸市・常滑市(愛知県)・甲賀市(滋賀県)・篠山市(兵庫県)	きっと恋する六古窯 ー日本生まれ日本育ちのやきもの産地ー
◎安田町・奈半利町・田野町・北川村・馬路村	森林鉄道から日本一のゆずロードへーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー
◎北九州市(福岡県)・下関市(山口県)	関門「ノスタルジック」海峡 ～時の停車場、近代化の記憶～
◎山鹿市・玉名市・菊池市・和水町	米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～
◎中津市・玖珠町	やばけい遊覧 ～大地に描いた山水絵巻の道をゆく

資料：文化庁ウェブサイトをもとに (公財)日本交通公社作成

●景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

「景観まちづくり刷新モデル地区」に指定された10地区(函館市、弘前市、水戸市、高山市、敦賀市、篠山市、田辺市、高松市、長門市、長崎市)にて、景観形成に関する事業の実施計画を策定した。また、無電柱化推進に関する施策を速やかに実施するために、無電柱化推進計画の策定を進め、同時にPFI手法による電線共同溝事業の実施、低コスト手法である直接埋没の実証実験を行った。

●歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

古民家などを住宅以外に用途変更しやすくするための取り組みを行った。具体的には空き家などの既存建築物を他用途に円滑に転用することを可能にするなどの建築基準合理化を図るため、「建築基準法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。また、歴史的建築物を建築基準法の適用除外にするための条例制定を支援するために、ガイドラインを策定した。表V-1-3では歴史的資源を活用した観光まちづくりに対する支援をまとめている。

表V-1-3 歴史的資源を活用した観光まちづくりへの支援

ソフト&ハード整備に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>農山漁村振興交付金(農泊推進対策)</li> <li>日本遺産魅力発信推進事業</li> <li>国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業</li> <li>伝統的建造物群基盤強化</li> <li>インバウンド型クールジャパン推進事業(地域文化資源活用空間創出事業)</li> <li>地域・まちなか商業活性化支援事業</li> <li>空き家対策総合支援事業</li> <li>地方創生推進交付金</li> <li>浜の活力再生交付金</li> <li>地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)</li> <li>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等</li> </ul>
ソフト(人材等)・プロモーションの充実に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に根差した木造住宅施工技術体制整備事業</li> <li>地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画(仮称)等策定支援</li> <li>不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進</li> <li>ふるさと移住交流促進プロジェクト</li> <li>ふるさと起業家支援プロジェクト</li> <li>地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等</li> </ul>

資料：内閣官房 歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室ウェブサイトをもとに (公財)日本交通公社作成

●新たな観光資源の開拓

新たな観光資源の開拓や外国人向けコンテンツの充実などについて、官民のそれぞれの主体が取り組むべき具体策が検討され、2018年度以降に行う各種取り組みに適切に反映した(表V-1-4)。

表V-1-4 『楽しい国 日本』の実現に向けて』提言に盛り込まれた主な施策

地域の観光資源を活用した体験型コンテンツの定番化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の自然の更なる観光活用</li> <li>我が国の生活・文化に触れる体験機会の提供</li> <li>お祭りの訪日外国人への開放</li> <li>温泉の観光資源としての更なる活用</li> </ul>
新たな体験型コンテンツを観光資源として掘り起こす取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナイトタイムの有効活用</li> <li>モーニングタイムの有効活用</li> <li>付加価値の高い美容サービスの提供</li> <li>観戦型スポーツの訪日外国人への開放</li> <li>ビーチの観光資源としての見直し</li> </ul>
体験型観光の充実を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>チケット購入の容易化</li> <li>公共空間の柔軟な活用</li> <li>エンターテインメントコンテンツの鑑賞機会の拡大</li> <li>VR・AR等の最新技術の活用</li> </ul>

資料：観光庁ウェブサイトをもとに (公財)日本交通公社作成

●地方の商店街などにおける観光需要の獲得・伝統工芸品などの消費拡大

地方の商店街などにおける観光需要の獲得・伝統工芸品などの消費拡大を図るために、様々な取り組みが行われた。具体的には、地方における消費税免税店数の増加、保税売店の市中展開による買い物の魅力の向上、商店街などに対する支援、ふるさと名物応援事業の推進、優れた地方産品などの活用による地方への誘客、伝統工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入促進、地域の消費に係る統計の充実、北海道における観光消費の拡大、ICT を活用したスマートシティの推進、消費や投資を促進する観光地高度化計画の策定の推進が進められた。

●広域観光周遊ルートの世界水準への改善

広域観光周遊ルートに関して、訪日外国人旅行者を地方に誘導できるようなテーマを設定するために、様々な取り組みを支援した。具体的には、広域観光周遊ルートに対する専門家チーム（パラシュートチーム）の派遣、テーマ別観光ルートの推進、国、地方、民間などが連携した新たな協議会の設置、都市周遊ミニルートの選定、観光地における渋滞対策の強化、広域産業観光事業の実施、観光地魅力創造の推進、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の設置・運営が進められた。

テーマ別観光ルートとしては、新たにアニメ、サイクルなど7テーマを選定し、合計13テーマを支援した（表V-1-5、表V-1-6）。

②観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に（視点2）

●観光関係の規制・制度の総合的な見直し

業務独占規制の廃止や全国通訳案内士に対して定期的な研修受講を義務づける「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が施行された。また、新たに「地方通訳案内士」制度も全国展開された。宿泊業に関連しては、違法民泊の取締強化などを盛り込んだ「旅館業法の一部を改正する法律」が成立した。

民泊のルールを定めた住宅宿泊事業法は2017年6月に成立し、2018年6月より施行された（表V-1-7）。旅館業法と住宅宿泊事業法の間には、営業日数や許認可などについて大きな違いがある。（表V-1-8）。

●民泊サービスへの対応

従前から実施していた東京都大田区、大阪府及び大阪市、北九州市に加え、新たに新潟市と千葉市で特区民泊が開始されることになった。

表V-1-5 「テーマ別観光による地方誘客事業」で選定されたテーマ

継続テーマ	エコツーリズム
	街道観光
	社寺観光 巡礼の旅
	酒蔵ツーリズム
	明治日本の産業革命遺産
新規テーマ	ロケツーリズム
	アニメツーリズム
	古民家等の歴史的資源
	サイクルツーリズム
	全国ご当地マラソン
	日本巡礼文化発祥の道
	忍者ツーリズム
百年料亭	

資料：観光庁ウェブサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

表V-1-6 2017年新規に選定された7つのテーマ別観光概要

テーマ	協議会名	概要
アニメツーリズム	(一社)アニメツーリズム協会	全国に点在するアニメ聖地に関連する地域により構成されたネットワークにおいて、モニターツアーや誘客促進に向けた検証の実施により複数の周遊ルートづくりの検討を行う
古民家等の歴史的資源	歴史的資源を活用した観光まちづくり推進協議会	香取、那須、篠山等の地域において、観光まちづくり実施主体により構成されるネットワークにおいて、「古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり」をテーマに、観光まちづくりのモデルケース形成のための古民家等のオーナー向けのセミナー開催や専門家チームの派遣、共同サイトの構築等を行う
サイクルツーリズム	全国サイクルツーリズム連携推進協議会	かすみがうら、銚子、由良等の地域により構成されるネットワークにおいて、サイクルツーリズムをテーマにガイド養成、モニターツアーや共同サイト構築を行う
全国ご当地マラソン	全国ご当地マラソン協議会	全国のマラソン大会に取り組んでいる各地から構成されるネットワークにおいて、マラソンツーリズムをテーマに各大会の情報発信のための共同サイト構築やセミナー開催を行う
日本巡礼文化発祥の道	西国巡礼地域連携協議会	西国三十三所霊場である33寺院とその地域の市町等から構成されるネットワークにおいて、巡礼をテーマに、旅行業界、交通機関、マスコミを対象とした総合説明会の開催や子ども用御朱印帳の制作、情報発信等を行う
忍者ツーリズム	日本忍者協議会	全国の忍者ゆかりの地域により構成されるネットワークにおいて、周遊型と滞在型の2種類のツアー造成と忍者まつりのイベント等を実施する
百年料亭	百年料亭ネットワーク	全国の100年を超える歴史ある日本料亭により構成されるネットワークにおいて、「百年料亭で地方をつなぐ」をテーマに、料亭のさらなる発掘とモニターツアー実施を行う

資料：観光庁ウェブサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

●産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

2018年度より開学が予定される一橋大学及び京都大学における観光MBAのカリキュラム開発に対して支援が行われた。また、観光の中核を担う人材育成の強化に関連して、



累計12校での学生や社会人を対象とした産学連携による教育プログラムの開発が支援された。即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化に関しては、社会人の学び直し教育プログラムの開発・実証が実施された。

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」においては、クールジャパン・インバウンド対応分野の受入における在留資格への該当性などの事項に関して、関係府省及び関係地方公共団体が協議・検討し、必要に応じて上陸許可基準の特例の対象などとする枠組みを設けた。

●宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

旅館などに対して、Wi-Fi環境整備や多言語化対応などのインバウンド対応促進支援が行われた。また、古民家を宿泊施設へリノベーションするために使用できる金融支援の制度活用が促進された。

表V-1-7 住宅宿泊事業者の業務

(1) 宿泊者の衛生の確保について	居室の床面積は、宿泊者1人当たり3.3㎡以上を確保すること 清掃及び換気を行うこと
(2) 宿泊者の安全の確保について	非常用照明器具を設けること 避難経路を表示すること 火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じること
(3) 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保について	外国語を用いて、届出住宅の設備の使用方法に関する案内をすること 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること
(4) 宿泊者名簿について	本人確認を行った上で作成すること 作成の日から3年間保存すること 宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日を記載すること 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載すること
(5) 周辺地域への悪影響の防止について	騒音の防止のために配慮すべき事項の説明 ごみの処理に関し配慮すべき事項の説明 火災の防止のために配慮すべき事項の説明
(6) 苦情等への対応について	住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては適切かつ迅速に対応しなければならない
(7) 住宅宿泊管理者への委託について	一の届出住宅の居室の数が5を超える場合又は人を宿泊させる間、不在(※)等となる場合は、上記(1)～(6)の措置を住宅宿泊管理者に委託しなければならない (※)日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在は除く
(8) 住宅宿泊仲介業者への委託について	住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約の締結の代理又は媒介を他人に委託するときは、登録を受けた住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならない
(9) 標識の掲示について	届出住宅ごとに、見やすい場所に、標識を掲げなければならない
(10) 都道府県知事への定期報告について	住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日までに、それぞれの月の前2月の下記の内容について都道府県知事等に報告しなければならない 届出住宅に人を宿泊させた日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の宿泊者数の内訳

資料：民泊制度ポータルサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

●世界水準のDMOの形成・育成

DMOへの情報活用、人材、財政に関する支援が行われた。情報支援としてはDMOネットのマーケティング支援機能及びマッチング機能などを強化した。人材支援としては、DMOを担う人材育成のための研修を実施した。財政支援に関しては、地方創生推進交付金、官民ファンド、政府系金融機関による支援が進められた。

●次世代の観光立国実現のための財源の検討

観光財源確保のため、日本と諸外国の観光振興予算の比較をはじめとした検討が行われ、結果として、2019年1月7日より適用される国際観光旅客税が創設された。税収については、改正国際観光振興法において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備など、国際観光の振興に資する3つの分野に充当することが明記された（表V-1-9）。

表V-1-8 民泊に関連した制度比較

	旅館業法 (簡易宿所)	国家戦略特区法 (特区民泊に係る部分)	住宅宿泊事業法
許認可等	許可	認定	届出
住専地域での営業	不可	可能（認定を行う自治体ごとに、制限している場合あり）	可能 条例により制限されている場合あり
営業日数の制限	制限なし	2泊3日以上滞在が条件（下限日数は条例により定めるが、年間営業日数の上限は設けていない）	年間提供日数180日以内（条例で実施期間の制限が可能）
宿泊者名簿の作成・保存義務	あり	あり	あり
玄関帳場の設置義務（構造基準）	なし	なし	なし
最低床面積	最低床面積あり（33㎡。ただし、宿泊者数10人未満の場合は、3.3㎡/人）の確保	原則25㎡以上/室	最低床面積あり（3.3㎡/人）
衛生措置	換気、採光、照明、防湿、清潔等の措置	換気、採光、照明、防湿、清潔等の措置、使用の開始時に清潔な居室の提供	換気、除湿、清潔等の措置、定期的な清掃等
非常用照明等の安全確保の措置義務	あり	あり 6泊7日以上滞期間の施設の場合は不要	あり 家主同居で宿泊室の面積が小さい場合は不要
消防用設備等の設置	あり	あり	あり 家主同居で宿泊室の面積が小さい場合は不要
近隣住民とのトラブル防止措置	不要	必要（近隣住民への適切な説明、苦情及び問合せに適切に対応するための体制及び周知方法、その連絡先の確保）	必要（宿泊者への説明義務、苦情対応の義務）
不在時の管理者への委託業務	規定なし	規定なし	規定あり

資料：民泊制度ポータルサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

**表V-1-9 国際観光旅客税の概要**

納税義務者	船舶又は航空機により出国する旅客
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶又は航空機の乗員</li> <li>・強制退去者等</li> <li>・公用船又は公用機（政府専用機等）により出国する者</li> <li>・乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）</li> <li>・外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者</li> <li>・本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者</li> <li>・2歳未満の者</li> </ul> <small>（注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さないこととする</small>
税率	出国1回につき1000円
徴収・納付	<p>① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収（国際旅客運送事業を営む者の運送による出国の場合） 国際旅客運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付 <small>（注）国内事業者については税務署、国外事業者については税関に納付</small></p> <p>② 旅客による納付（プライベートジェット等による出国の場合） 旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国（税関）に納付</p>
適用時期	2019年1月7日（月）以後の出国に適用（同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く）

資料：国税庁ウェブサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

**●訪日プロモーションの戦略的高度化**

2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として日本の魅力を発信するための取り組みが行われた。具体的には、観戦ツアー商品を作成する旅行代理店向けの販売やオリパラアンバサダー導入の検討を進めた。

また、地方への訪日外国人旅行客の誘導を図るため、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイト上での外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムの一覧表示、地方での消費拡大のための情報発信などを行った。

**●インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化**

外務省では国際交流基金（JF）を通じ、商業ベースでは日本のコンテンツが放送されていない国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリーなどの無償提供を実施した。また、「コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業」において、字幕・吹き替えなどを付与するコンテンツの現地化やプロモーションに対する支援を実施した。

**●MICE誘致の促進**

ユニークベニューの利用促進を図るために、ユニークベニューとして活用が可能な施設のリスト化に向けて関係者と調整を進め、ユニークベニューを利用した実証実験を実施した。

またMICEの重要性を広く普及させることを目的として、国際MICE全体の経済波及効果を算出した結果、国際MICEにおける総消費額は約5284億円、経済波及効果は約1兆590億円と推計された。

**●IRに係る法制上の措置の検討**

民間事業者によるカジノ運営を可能にする統合型リゾート（IR）実施法案が2018年7月20日に成立。国内に最大3箇所、カジノの設置が認められることとなった（表V-1-10）。

ギャンブル依存症者が増えるのではないかと懸念に対しては、入場料を6000円とし、28日間で10回といった入場回数制限も盛り込まれた。法案成立時点では、北海道、大阪府、和歌山県、長崎県がIR誘致に必要な区域整備計画を国に申請する方針としている。

**表V-1-10 IR法案の概要**

目的	適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する
認定数の上限	3箇所
入場料	6000円
入場の制限	20歳未満の者、暴力団員等、入場料又は認定都道府県等入場料を納付しない者並びに本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日から起算して過去7日間における入場等回数が既に3回に達しているもの及び過去28日間における入場等回数が既に10回に達しているものは、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない

資料：参議院ウェブサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

**●ビザの戦略的緩和**

中国に対して、2017年5月から、十分な経済力を持つことを条件に数次ビザの発給を開始し、また東北3県数次ビザを6県へ拡大、相当の高所得者に対する数次ビザの緩和及び個人観光一次ビザの申請手続簡素化を実施した（表V-1-11）。

インドに対しては2018年1月から、数次ビザの申請書類の簡素化及び発給対象者の拡大がなされた。

**③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に（視点3）**

**●最先端技術を活用した革新的な出入国審査などの実現**

様々な施策の実施により、全国平均74%で、空港での2017年入国審査待ち時間が20分以下となった。具体的には、バイオカードの導入、プレクリアランスの早期実現に向けた協議の加速、自動化ゲートの対象者の拡大の検討、日本人出国手続きにおける顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入、個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大の検討、入国審査待ち時間を含む空港での諸手続きに要する時間の公開を行った。

また、ボイススキャナーや高性能な爆発物など自動検知機器といった先進的な保安検査機器の導入や、出入国審査などに係る物的・人的体制の整備、ファーストレーンの整備促進、乗客予約記録の分析・活用の高度化を行った。

表V-1-11 2017年度ビザ緩和

開始日	国名	緩和措置
2017年5月8日	中国	① 十分な経済力を有する者向け 数次ビザの導入 (訪問地要件のない新しい数次 ビザの導入) ② 相当の高所得者向け数次ビザ の緩和 (初回の渡航目的を観光に限定 しない。航空券、宿泊先等の 自己手配を可とする) ③ 東北6県数次ビザ (青森県、秋田県、山形県を追 加。過去3年以内の訪日歴要 件を廃止) ④ 中国国外居住者に対する数次 ビザの導入 (相当の高所得者(90日・5年) /十分な経済力を有する者(30 日・3年)) ⑤ クレジットカード(ゴールド)所 持者の一次ビザ申請手続き簡 素化
2017年6月5日	中央アジア5か国 (カザフスタン、 キルギス、 タジキスタン、 トルクメニスタン、 ウズベキスタン) 及びジョージア	① 商用目的、文化人・知識人数次 ビザの緩和(90日・5年) (最長有効期間5年への延長、 発給対象者の拡大等) ② 自己支弁による渡航の場合、 身元保証書等の省略
2017年7月1日	アラブ首長国連邦	旅券の事前登録制によるビザ免 除(30日・3年)
2017年9月1日	アルメニア	① 商用目的、文化人・知識人数次 ビザの緩和(90日・5年) (最長有効期間5年への延長、 発給対象者の拡大等) ② 自己支弁による渡航の場合、 身元保証書等の省略
2018年1月1日	インド	① 申請書類の簡素化 ② 過去1年間に2回以上の訪日歴 がある方に対しては、他の要件 なしで数次ビザ(有効期間最長 5年、滞在期間最長90日)が発 給
2018年1月1日	ウクライナ	① 従来発給している商用の方や文 化人・知識人に対する短期滞 在数次ビザの発給対象者の範 囲を拡大することに加え、最長 の有効期間を現行の3年から5 年に延長 ② これまで一次ビザのみであった 観光等を目的とする短期滞在 ビザについて、新たに数次ビザ (有効期間:3年、滞在期間:最 長30日)を導入 ③ 自己支弁による渡航の場合、 短期滞在ビザの身元保証書等 の提出書類を省略

資料：外務省ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

### ●キャッシュレス環境の飛躍的改善

海外発行カード対応ATMの設置促進やクレジットカード決済対応などの取り組みを支援した。

### ●通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

鉄道駅や宿泊施設などで訪日外国人旅行者が利用できる「Japan Free Wi-Fi」の認知度向上やプリペイドSIMの販売促進などによって、通信環境全体の改善を行なった。

また、多言語翻訳システムの普及や観光案内拠点の充実、

観光地の公衆トイレの様式化やムスリム対応の強化を通じて、幅広いタイプの観光客が1人で日本を回れる環境の整備が進められた。

### ●「世界一安全な国、日本」の良好な治安などを体感できる環境整備

日本の強みである安全性を、訪日外国人観光客も感じられるような環境整備が進められた。具体的には交番などにおける訪日外国人旅行者対応の強化、救急活動時における多言語翻訳システムの活用促進、外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備が進められた。

### ●「地方創生回廊」の完備

ジャパン・レールパスの更なる普及をふくめて、地方観光地へのアクセスを充実させることで地方への観光客誘導を図った。また、道路案内標識における英語表記改善や交差点名標識への観光地名の表示を行うなど、道路利用者に分かりやすい道案内の実現を進めた。

### ●地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

羽田空港及び成田空港を含めた首都圏空港の発着容量拡大を目標とした準備が進められている。操縦士・整備士の養成や地方空港を発着する国際包括旅行チャーター便に係る規制緩和を通じて、地方空港のLCC・チャーター便の受入促進が進められた。

### ●公共交通利用環境の革新

主要な公共交通機関の海外インターネット予約の可能化や、手ぶら観光カウンターの設置支援、全国共通で利用可能な交通系ICカードの普及推進を行うなど、訪日外国人観光客が公共交通機関を利用しやすいような整備を行った。

### ●休暇改革

2020年までに年次有給休暇取得率を70%に向上させることを目指し、様々な施策を実施した。具体的には、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できることを使用者に義務付けることなどを内容とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」の準備や、学校休業日の分散化を促進するため学校教育法施行令の一部改正などを進めた。

### ●東京オリンピック・パラリンピックに向けたユニバーサルデザインの推進

全国において東京オリンピック・パラリンピックを見据え、バリアフリー化を推進するための各種措置を含んだ「高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を提出、道路におけるバリアフリー化や道路案内標識改善の推進が行われた。

(池知貴大)